

# 大分県報

令和三年  
九月三十日  
号外（五九）

（木曜日）

## 目次

### 規則

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正……………

### ○規則

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月三十日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第八十七号

#### 大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年大分県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の一の（表）及び第一号様式の二の（表）中「扶養・同居親族控除 万円×

人＝万円」を「基礎控除 万円  
扶養・同居親族控除 万円×人＝万円」に改める。

「寡婦（寡夫）控除 万円×人＝万円」を

「寡婦控除 万円×人＝万円」に改める。

ひとり親控除 万円×人＝万円」

「寡婦（夫）」	「寡婦ひとり親」

第十五号様式中

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

第十六号様式から第十八号様式まで及び第二十号様式中

「寡夫」

を

「ひとり親」

に改める。

第二十二号様式中

「寡夫」	「寡夫」	「寡夫」	「寡夫」	「寡夫」	「寡夫」	「寡夫」	「寡夫」	「寡夫」	「寡夫」
「寡夫」	「寡夫」	「寡夫」	「寡夫」	「寡夫」	「寡夫」	「寡夫」	「寡夫」	「寡夫」	「寡夫」

を

「ひとり親」	「ひとり親」	「ひとり親」	「ひとり親」	「ひとり親」	「ひとり親」	「ひとり親」	「ひとり親」	「ひとり親」	「ひとり親」
「ひとり親」	「ひとり親」	「ひとり親」	「ひとり親」	「ひとり親」	「ひとり親」	「ひとり親」	「ひとり親」	「ひとり親」	「ひとり親」

に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則第一号様式の一の（表）、第一号様式の二の（表）、第十五号様式から第十八号様式まで、第二十号様式及び第二十二号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

